

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
6 月 20 日
(金曜日)

目次

○告示	一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を しなければならない区域の指定(環境政策課).....	一
家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告(畜産振興課).....	一
保安林の指定(萩市)(森林整備課).....	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(河川課).....	二
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(三件)(建築指導課).....	三
県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委 託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審 査申請の時期及び方法等(会計課).....	五
○公告	一
一般競争入札の実施(建築指導課).....	一
開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....	一四
一般競争入札の実施(物品管理課).....	一四
○選管告示	一
直接請求に必要な有権者の数.....	一六
政治団体の名称等.....	一六
政治団体の異動事項.....	一七
解散等に係る政治団体の名称等.....	一八
資金管理団体の名称等.....	一八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称 等.....	一九
指定の取消しに係る資金管理団体の名称等.....	一九
○公安委告示	一
警備員等の検定の実施.....	一九
○雑報	一
令和六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨.....	二一



山口県告示第二百七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 形質変更時要届出区域
周南市開成町四五六〇の一部及び四六二〇の一の一部並びに同市臨海町六の一部
- 特定有害物質の種類
クロロエチレン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、一・三・ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物、ベンゼン並びにほう素及びその化合物
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当
周南市臨海町六の一部は、土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第二百八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十二条の規定により、次のとおり報告を求める。

家畜伝染病予防法第五十二条の規定による報告に関する告示(令和六年山口県告示第百九十三号)は、廃止する。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザの蔓延を防止するため
- 報告すべき者

報告の対象となる期間のいずれかの日において、飼養している鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「鶏等」という。）の羽数の合計が百羽以上又は飼養しているだちようの羽数が十羽以上である農場の所有者

三 報告すべき事項

二に掲げる農場において、毎週月曜日から日曜日までの間に飼養し、及び死亡した鶏等の羽数その他鶏等の羽数の増減に関する事項

四 報告書の提出期限

報告の対象となる期間の初日の属する月の翌月の十日正午

五 報告書の提出先

二に掲げる農場の所在地を所管する家畜保健衛生所

六 その他

高病原性鳥インフルエンザが発生した可能性があるときは、直ちにその旨を報告すること。

山口県告示第二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

萩市大字須佐字丸山六五、六六、七〇、七一、七三、一〇〇三三、一〇〇三五、一〇〇六八の一、一〇〇六九、一三三九五、字坂根二一九から二二三まで、二二四、一〇〇七五、一〇〇七六、一〇〇七七の一、一〇〇七七の二、字樋ノ口二三〇の一、二三六、字長谷二四六の一、二四八の一、二五一の一、二五二、二七〇の一、二七一の一、二七二の二、二七三の一、二七三の三、二八五、二八六、二八七の一、二八八、三〇三の一、三〇四から三〇七まで、一〇〇八五の二、一〇〇八五の六、一〇〇八五の七、一三三四二の一、一三三四三の一、一三三四四の一、一三三四五、一四八五九、字埴一〇〇七一の四、一〇〇七二、一〇〇七四の一、一〇〇七四の二、字樋口一〇〇七九の一、一〇〇八一、字家浴一〇〇八五の一、字家ノ上一〇〇八五の四、一〇〇八五の五、一〇〇八八、字家の平一〇〇八六、一〇〇八六の一、字家ノ奥一〇〇八九、字弥兵衛ヶ浴一〇〇九〇の一、字長ヶ浴一〇〇九一、字三本松一〇三二八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、土穂石川大規模特定河川市道柳井田布施線土穂石橋架設工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 土穂石川大規模特定河川市道柳井田布施線土穂石橋架設工事（上部工）

(一) 工事場所 柳井市古開作字東土穂石から同市古開作字西土穂石までの間

(二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
PCC単純ポストテンションスラブ桁形式橋りょう		三九・七メートル		一三・三メートル (車道五・五メートル)			

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の（一）の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

（二） 共同企業体の代表者の令和七年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。

（三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

（二） 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

（三） 申請書等の提出期限

令和七年七月十一日 午後四時三十分

（四） 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年八月二十七日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県柳井土木建築事務所（電話〇八二〇―一二一〇三九六）にすること。

山口県告示第二百一十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館（仮称）新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県東部地域県立武道館（仮称）新築工事

（一） 工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内

（二） 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨コンクリート造	地上二階建	九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

（一） 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。

2 出資比率が二十パーセント以上であること。

（二） 共同企業体の代表者の令和七年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が千六百以上であること。

（三） 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

（一） 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の（一）に規定する共

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年七月八日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年八月一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三―九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第二百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館（仮称）電気設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県東部地域県立武道館（仮称）電気設備工事

- (一) 工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積

鉄筋コンクリート造 二階建

九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が電気工事の A 等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（電気工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和七年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の電気工事の数値が千百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の電気工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年七月八日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年八月一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三―九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第二百十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の五第一項の規定により、県東部地域県立武道館（仮称）機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 県東部地域県立武道館（仮称）機械設備工事

(一) 工事場所 岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内

(二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造 二階建		九、九〇七・八一平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（三者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和六年山口県告示第三百四十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。

2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規

定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が二十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和七年六月十九日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の管工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

1 共同企業体協定書の写し

2 総合評定値通知書の写し

3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和七年七月八日から同月十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和七年八月一日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三―九三三―三八三〇）にすること。

山口県告示第二百十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六百七十七条の五第一項及び第六百七十七条の十一第二項の規定により、令和七年十月一日から令和十年九月三十日までの間において県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、

借入れ及び売払い並びに業務の委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）並びに当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法等について、次のとおり定めた。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 競争入札参加資格

(一) 競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係るものを除く。）に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四（政令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者（所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者に限る。）で、物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いにあつては契約の種類及び金額に応じ四等級に、業務の委託にあつては契約の金額に応じ三等級（県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級）に区分して格付される資格を有するものとする。

(二) 競争入札参加資格の格付は、次に掲げる事項を審査して行うものとする。ただし、県庁舎等の清掃業務の委託に係る競争入札参加資格の格付は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項の規定による建築物における清掃を行う事業の登録を受けている者（以下「建築物清掃業者」という。）についてのみ行うものとする。

1 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が申請日までに確定しない場合にあつては、決算の確定している直近の営業年度）の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては貸借対照表の純資産の部に計上した額の合計額とし、個人にあつては次年度繰越純資本金の額とする。）

2 直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。）

3 物品等の製造を主たる業とする者にあつては、直前決算における機械装置、車両運搬具、工具及び器具の残存価額

4 申請日の前日における営業（建築物清掃業者にあつては、清掃業務）に従事する職員の数

5 山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者（以下「県内業者」とい

う。）又は建築物清掃業者にあつては、申請日の直前の六月一日における障害者の雇用の状況

6 申請日の前日までの営業年数（建築物清掃業者にあつては、清掃業務に係るものに限る。）

7 直前決算の日以前二年の各営業年度における売上高により算出した年間平均売上高（建築物清掃業者にあつては、直前決算の日以前二年の各営業年度における清掃業務受託高により算出した年間平均契約金額）

8 建築物清掃業者にあつては、申請日の属する年度の直前の二年度間において清掃業務委託に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けた期間

9 県内業者にあつては、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無

10 県内業者にあつては、やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無

11 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

12 県内業者にあつては、環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無

(三) 特定調達契約に係る競争入札に参加することができる者は、政令第六百六十七条の四の規定に基づき競争入札に参加することができない者以外の者（所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していない者に限る。）で、次に掲げる要件に該当するものとする。

1 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れにあつては、(二)の1から4まで、6及び7に掲げる事項を審査して行う資格審査において、資格を有すると認められる者であること。

2 業務の委託にあつては、(二)の1、2、4、6及び7に掲げる事項（建築物清掃業者にあつては、(二)の1、2及び4から8までに掲げる事項）を審査して行う資格審査において、契約の金額に応じ三等級（県庁舎等の清掃業務の委託にあつては、二等級）に区分して格付される資格を有する者であること。

(四) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が決定された日から令和十年九月三十日までの間とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

(一) 申請の時期は、令和七年六月二十日以降随時とする。

(二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様

式。以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

(三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 法人にあつては登記事項証明書（外国法人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）、個人にあつては誓約書（別記第二号様式）
- 2 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
- 3 法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては資産負債調及び損益計算書
- 4 営業所の所在状況を記載した書類
- 5 営業に関して許可、認可等が必要とされる場合にあつては、これらを受けていることを証する書類（建築物清掃業者にあつては、建築物における清掃を行う事業の登録証明書の写し）
- 6 一般事業主行動計画の策定及び届出を行った者にあつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
- 7 一の(二)の10に定めるやまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けた者にあつては、当該登録証の写し
- 8 一の(二)の11に定める環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証を取得した者にあつては、当該認証に係る登録証の写し
- 9 一の(二)の12に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けた者にあつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
- 10 暴力団排除に関する誓約書（別記第三号様式）
- 11 1から10までに掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書及び(三)の3に掲げる書類は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。

三 官公需適格組合の特例

中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）に基づく事業協同組合で、山口県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、経済産業局長の官公需適格組合の証明を受けているものが、競争入札に参加することを希望する場合には、申請書に、二の(三)に掲げるもののほか、知事が別に定める書類を添えて、随時に、知事に提

出することができる。

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に通知する。

五 審査事項等の変更の届出

競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第四号様式）に二の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。

- (一) 住所
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 県との取引を担当する営業所の名称及び所在地
- (五) 代理人

別記
第 1 号様式

(表)

新規・継続	登録番号		※受付番号	
-------	------	--	-------	--

※ 受 付

競 争 入 札 参 加 資 格 審 査 申 請 書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住 所
商号又は名称
代表者氏名
(電 話 局 番)
(ファクシミリ 局 番)

年 月 日から 年 月 日までの間において山口県が発注する物品等の製造の請負に
業務の買入れに係る
業 務 の 借 入 払 委 託

る競争入札に参加したいので、競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

① 山口県との取引を希望する業種目及び営業比率	(1) 物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払い													
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5		
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	
	第 1 希望													
	第 2 希望													
	第 3 希望													
	第 4 希望													
	第 5 希望													
	備 考													
	(2) 業務の委託（清掃業務の委託を除く。）													
	希望順位	大 分 類		小 分 類 1		小 分 類 2		小 分 類 3		小 分 類 4		小 分 類 5		
		番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	番号	種 目	
	第 1 希望													
	第 2 希望													
	第 3 希望													
第 4 希望														
第 5 希望														
備 考														
(3) 清掃業務の委託														
営 業 種 目				営業比率		営 業 種 目				営業比率				
清 掃 業 務				%						%				
						計				100				

(裏)

※	※資格区分									
② 自己資本額	千円									
※										
③ 流動比率	$\frac{\text{流動資産 (千円)}}{\text{流動負債 (千円)}} \times 100 = \quad \quad \quad \%$									
※										
④ 機械装置等の残存価額	区 分	取 得 価 格 (A)	減 価 償 却 額 (B)	残 存 価 格 (A)-(B)						
	機 械 装 置	千円	千円	千円						
	車 両 運 搬 具									
	工 具 ・ 器 具									
※	計									
⑤ 職員数	職 員 数	左記のうち、清掃業務従事職員数	清掃業務に關係する資格、免許等を有する職員	資格、免許等の名称	人 数					
	人	人			人					
※										
⑥ 障害者の雇用状況	常時雇用する障害者の数	人 数	雇用状況の報告義務の有無	有 ・ 無	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数	人 数				
※										
⑦ 営業年数	営 業 開 始 年 月	休 業 期 間	現組織への変更年月	営 業 年 数						
※	年 月	年 月から 年 月まで	年 月	年間						
⑧ 清掃業務に係る営業年数	営 業 開 始 年 月	休 業 期 間	現組織への変更年月	営 業 年 数						
※	年 月	年 月から 年 月まで	年 月	年間						
⑨ 直前2年間の年間平均売上高	直 前 2 年 の 売 上 高	直 前 1 年 の 売 上 高	年 間 平 均 売 上 高							
※	千円	千円	千円							
⑩ 清掃業務に係る直前2年間の年間平均契約金額	直 前 2 年 の 契 約 金 額	直 前 1 年 の 契 約 金 額	年 間 平 均 契 約 金 額							
※	千円	千円	千円							
⑪ 子育て支援・女性の活躍推進	次世代育成対策推進法による一般事業主行動計画の策定及び届出の有無		有 ・ 無	やまぐち女性の活躍推進事業者の登録の有無	有 ・ 無					
⑫ 環境マネジメントシステム	環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無		有 ・ 無	環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無	有 ・ 無					
※										
山口県との取引をする支店等	名 称				郵便番号					
	所 在 地				電 話	局 番				
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番				
	名 称				郵便番号					
	所 在 地				電 話	局 番				
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番				
	名 称				郵便番号					
	所 在 地				電 話	局 番				
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番				
	名 称				郵便番号					
	所 在 地				電 話	局 番				
	代表者の氏名				ファクシミリ	局 番				
※ 参加停止の期間										

注 / 「登録番号」欄は、新規の場合は記入を要しないこと。

2 ※印欄は、記入しないこと。

3 ①欄の(1)の「備考」欄は、小分類の種目をその他とする場合にその具体的な品目の内容を記入すること。

4 ①欄の(2)の「備考」欄は、一つの希望順位内で大分類の種目をその他とし、かつ、小分類の種目をその他とする場合にのみ、その主要な業務の内容を記入すること。

5 ④欄は、申請者が物品等の製造を主たる業とする者の場合にのみ記入すること。

6 ⑥欄は、申請者が山口県内に本店若しくは主たる事務所を有する者又は建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。

7 ⑧欄及び⑩欄は、申請者が建築物清掃業者の場合にのみ記入すること。

8 ⑪欄及び⑫欄は、申請者が山口県内に本店又は主たる事務所を有する者の場合にのみ記入すること。

第2号様式

誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住所
氏名

私は、地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

第3号様式

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
申請者 住所
商号又は名称
代表者氏名

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準第15号から第21号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第15号から第21号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領別表参加停止措置基準抜粋
(暴力団排除)

15 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係をもちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。

16 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。

17 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもつてするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。

18 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

20 本県と締結した委託契約又は物品調達等の契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、契約を締結したとき。

21 本県と締結した委託契約又は物品調達等の履行に当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第15号から第19号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、業務委託契約又は物品調達等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第15号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第16号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第17号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第20号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第21号中「をした」とあるのは「をして」と読み替えるものとする。

第 4 号様式

競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

郵便番号
住所
届出者
商号又は名称
代表者氏名

(電話番号)
(ファクシミリ)
局 番
局 番

下記のとおり 年 月 日から 年 月 日までの間の競争
入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 年 月 日	変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後



(一三) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成
七 年 政 令 第 三 百 七 十 二 号）の 規 定 が 適 用 さ れ る 契 約 に 係 る 一 般 競 争 入 札 を 実 施 し ま す。

令和七年六月二十日

山口県知事 村 岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(一) 工事名

県東部地域県立武道館（仮称）新築工事

(二) 工事場所

岩国市牛野谷町一丁目及び川西四丁目地内

(三) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄骨コンクリート造	地上二階建	九、九〇七・八一平方メートル

(四) 工期

この入札により締結する契約に係る議会の議決のあった日の翌々日から約二十八
箇月間

(五) その他

この工事は、契約締結後に施工方法等の提案（十一の（一）に基づく評価の対象とな
るべきものを除く。）を受け付ける V E 方式の工事である。

二 工事概要書及び入札説明書等の配布

(一) 場所

山口県入札情報ポータルサイト

(二) 日時

令和七年六月二十日から同年十月十日まで

三 入札参加資格

入札に参加できる者は、特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査

- に関する告示（令和七年山口県告示第二百十一号。以下「告示」という。）に基づく資格審査において、経営の規模及び状況を要件とする一般競争入札参加資格を有すると認められる共同企業体で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- (一) 共同企業体が地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加しないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (二) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 政令第六十七條の四第一項又は第二項に規定する者でないこと。
 - 2 一に掲げる工事（以下「本工事」という。）において他の共同企業体の構成員でないこと。
 - 3 令和七年六月二十日から同年十月十日までの間のいずれの日においても山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
 - 4 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十七條の二十三第一項の経営事項審査を受けている者であること。
 - 5 共同企業体でないこと。
 - 6 本工事における設計業務の受託者でないこと。
- (三) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 元請負人又は共同企業体の構成員（出資比率が二十パーセント以上であるものに限る。）として建築工事（延べ面積五千平方メートル以上の屋内スポーツ施設で、平成二十二年四月一日から令和七年六月二十日までの間に完成したものに限る。）を施工した実績を有していること。なお、建築工事とは、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第十三号による建築物の新築、増築又は改築工事をいい、修繕、模様替又は移転等の工事を含まない。
 - 2 建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、法第二十六條第五項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講した監理技術者（以下「監理技術者」という。）で、直接的かつ恒常的な雇用関係（告示三（一）に規定する共同企業体競争入札参加資格確認審査申請書等の提出の日（以下「提出日」という。）以前に三月以上）があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。なお、法第二十六條第三項第二号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
- 共同企業体の代表者以外の者が法第二十六條第一項に規定する主任技術者（以下

- 「主任技術者」という。）で、直接的かつ恒常的な雇用関係（提出日以前に三月以上）があるものを本工事の工事現場に専任で配置できること。
- 四 設計図書の縦覧及び配布
- (一) 場所
- 山口県入札情報ポータルサイト
- (二) 日時
- 令和七年六月二十日から同年九月十一日まで
- 五 契約条項を示す場所
- 山口県土木建築部建築指導課
- 六 入札の方法
- この入札は、政令第六十七條の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札により行うので、提案書その他の入札説明書に定める書類を提出すること。
- 七 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- (一) 記載方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する額（以下「入札金額」という。）を入札書に記載すること。
- (二) 提出場所
- 山口県土木建築部建築指導課
- (三) 受領期限
- 令和七年八月二十日午前九時から同月二十二日午後四時三十分
- 八 入札を執行する場所及び日時
- (一) 場所
- 山口市滝町一番一号 山口県土木建築部入札控室
- (二) 日時
- 令和七年九月十二日午前十時
- 九 入札保証金
- 免除する。
- 十 無効入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (一) 入札参加資格のない者がした入札
- (二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札
- (一) 及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

十一 落札者決定基準

(一) 総合評価基準

落札者の決定は、価格、施工方法等の提案及び技術的能力等の条件を総合的に評価することにより行う。

(二) 審査基準

提案書に記載された施工方法等の提案及び技術的能力等の条件について、設計図書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。なお、評価点を求める際の評価の項目及び基準は、別表のとおりとする。

十二 落札者の決定方法

(一) 山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い評価値（評価の項目ごとの評価点に別表に定める換算値を乗じて得たものの合計に履行確実点（五点）及び百点を加え、入札金額で除して得た値をいう。ただし、入札価格が「山口県低入札価格調査実施要領」に規定する調査基準価格を下回った場合は履行確実点を〇点とし、評価値算定のための入札価格を調査基準価格として値（評価値）を算定する。以下同じ。）を得て、有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる場合には、落札者となしない。

1 施工方法等の提案の内容が著しく不適切であると認められる場合

2 評価値が、百点を予定価格で除して得た値に百分の百十を乗じて得た値に満たない場合

3 入札金額によっては入札者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると知事が認める場合又は入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると知事が認める場合

(二) 落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が二人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

十三 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類（告示に基づく資格審査を申請した者については、1、2、3 及び 7 に掲げる書類）を令和七年七月十一日午後

四時三十分までに山口県土木建築部建築指導課に提出すること。なお、その確認結果を記載した書面を令和七年八月一日までに発送する。

1 誓約書

2 工事の施工実績について記載した書類

3 監理技術者及び主任技術者の資格及び工事経験について記載した書類

4 共同企業体の構成員及びその出資比率を記載した書類

5 総合評定値通知書の写し

6 特定建設業の許可通知書の写し

7 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

(五) この入札については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山口県条例第三十二号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札書を提出することができる。

(六) この入札に係る請負契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(七) 契約保証金

契約金額の百分の十以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第百八十四号）第二条第四項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(八) 契約締結後の技術提案

契約締結後、当該請負人は、設計図書の変更の案を記載した書類を提出することにより、設計図書に定める工事的機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の提案（十一の(一)に基づく評価の対象となるべきものを除く。）をすることができ、この場合において、当該提案を適当と認めたときは、設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細については、仕様書による。

(九) 詳細については、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三三八三〇）に問い合わせること。

十四 Summary

(1) Division in charge of the contract: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture

(2) Name of construction : Construction work of the eastern prefectural martial arts

palace (temporary name)

(3) Outline of construction : Reinforced concrete structure, two stories high

(4) Place of construction : 1 Ushinoya-machi, and 4 Kawanishi, Iwakuni City

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Architectural Guidance Division, Construction Department, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City

別表

評価の項目	評価の基準	配点	換算値
施工方法等の提案	「木造アーチトラスの精度管理」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	24/6
	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
	「鉄筋コンクリート造躯体の施工精度及び品質の向上」に関する技術提案について、3段階で評価する。	3点	
	上記技術提案に係る施工計画について、3段階で評価する。	3点	
	施工上特に配慮すべき事項を示し、その理由及び当該事項についての技術的な所見が記載され、かつ、その内容が適切であること。	4点	
技術的能力等の条件	施工上配慮すべき事項	2点	3/6
	同種の工事の施工実績の有無	2点	
	ISO9001の認証の取得の状況	1点	
	ISO4001の認証の取得の状況	1点	
	労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1点	
監理技術者の有無	標準見積書の活用	1点	3/3
	監理技術者の有する資格	1点	
	監理技術者の施工経験の有無	2点	

(一一四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字久保
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市大字末武上六五八番地の八
有限会社八木組

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市美里町四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市美里町四丁目四番三号
松島 弘昌

(一一五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和七年六月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる物品等の購入
- (一) 物品等の名称及び数量
除雪車 一台
- (二) 物品等の特質等
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限

令和八年十月三十日

(四) 納入場所

山口県防府土木建築事務所阿東分室

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第三十七号）に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和七年六月二十日から同年八月五日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和七年八月四日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年八月五日午前十一時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和七年八月五日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三―三三九六〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yama-

guchi Prefectural Government

- (2) Name and quantity of the products to be purchased : 1 snow removing vehicle
- (3) Delivery period : October 30, 2026
- (4) Delivery place : Ato branch office, Hofu Public Works and Construction Office, Yamaguchi Prefectural Government
- (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice : Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)
- (6) Deadline for tender submission : 5 : 15 P.M. August 4, 2025 (If brought in person : 11 : 00 A.M. August 5, 2025)



山口県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二一、八九三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	

一六

県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一三六、八二六	
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	下関市選挙区 宇部市選挙区 山口市選挙区 萩市・阿武町選挙区 防府市選挙区 下松市選挙区 岩国市・和木町選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 周南市選挙区 山陽小野田市選挙区 山陽大野田市選挙区 上関町・島田布施町・平生町選挙区	六八、〇六六 四八、〇六六 五五、八五一 三一、〇五五 三一、〇五五 一五、二六六 一三、六八三 一三、六八三 一八、八七一 一八、八七一 一八、八七一 一三、〇七九 一三、〇七九 一四、〇六六 一七、八七四
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一三六、八二六	
副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	一三六、八二六	
県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	一三六、八二六	

山口県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第二項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考（届出年月日）
	氏名	公職の種類				
国民民主党 山口県参議院選挙区第1総支部	関谷 拓馬	参議院議員	関谷 拓馬	山口市朝田/68/	政治資金規正法第九十七条の七第一項に係る国会議員関係政治団体	令和7、4、9

政治団体の名称	代 表 者		会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公 職 の 履 補 者		その他の事項	備 考 (届年月日)
	氏 名	公職の種類			氏 名	公職の種類		
きたま拓馬 せきたに拓馬 教育政策研究会	関谷 拓馬	参議院議員	関谷 拓馬	山口市 山口駅前 堂の2番 144-201号	関谷 拓馬	参議院議員	政治資金規 正法第19条 の7第1項に 係る関係 する国会議員 の国会政治 団体第2号に 係る関係 する国会政治 団体	令和7、 9
せきたに拓馬 後援会	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備 考 (届年月日)
谷村守後援会	谷村 守	白井 壽子	長門市三隅中1617の1		令和7、 3
やまがたこうすけ後援会	西田 幸誠	西田紗央里	山口市大内矢田南3丁目11番26号		〃 〃 27

山口県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 眞澄 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
参政党山口県支部連合会	水津 眞澄	代 表 者	事務所 萩市大字椿 3145の3	山口市嘉川 4539	令和7、 3、 4
				末廣 純子	

		会計責任者				
		事務所	代表者			
参政党山口第1支部	永田 展久	宇部市東藤曲2丁目2番3号	奥田 眞悟	宇部市松山町5丁目4番33号	〃 〃 28	
		下関市山の田南町2番46-802号	萩市大字椿3145の3			
参政党山口第3支部	白石 創	代表者	白石 創	水津 眞澄	〃 〃 4	
		代表者	岡村 理恵	稲葉 弓恵		
自由民主党美川支部	片山 原司	〃	広森 英二	升田 清甫	〃 〃 21	
自由民主党山口県宇部市第三支部	高井 智子	〃	森本 浩司	中村 友恵	〃 4、25	
自由民主党山口県看護連盟支部	山本 恵子	代表者	山本 恵子	長谷川京子	令和6、 7、 1	
自由民主党山口県郵政政治連盟支部	小倉 雄二	事務所	下関市長府松小田中町9番22号	萩市大字椿東6373の33	令和7、 4、 〃	
		代表者	小倉 雄二	末武 晃		
立憲民主党山口県第1区総支部	平岡 秀夫	〃	平岡 秀夫	坂本 史子	〃 3、25	
		会計責任者	坂本 史子	站佐 剛		
石本たかし後援会	石本 崇	事務所	岩国市山手町3丁目60番1-511号	岩国市室の木町2丁目8番69号	令和5、 11、 1	
いたや正後援会	板谷 正 名	称	いたや正後援会	いたや正と市政に参画する会	令和7、 2、 26	
井原健太郎後援会	井原健太郎	事務所	柳井市南町1丁目7番5-203号	柳井市古開作710	〃 3、16	
小野田厚狭民社協会	綱井 健哲	会計責任者	才津 偉晶	原田 剛史	〃 〃 10	
下村ひでき後援会	芳川 修栄	〃	下村 康子	岡本 恭昭	〃 〃 15	
杉山勝浩後援会	杉山 敬子	代 表 者	杉山 敬子	小田 文雄	〃 4、 1	
政治結社大日本興友会	渋谷 周治	〃	渋谷 周治	酒見 彰	〃 3、31	

全国小売酒販政治連盟山口県支部	松野 和之	事務所	周南市緑町 3 丁目 12	山口市幸町 3 番 22 号	令和 6、12、2
全国旅館政治連盟山口県支部	森本 洋一	会計責任者	栗栖 章次	伊藤 勝志	“ 9、1
田中敏靖後援会	柴田 功	“	田中 敏靖	田中 京子	令和 7、3、31
谷村まもる後援会	谷村 守	名称	谷村まもる後援会	谷村守後援会	“ 11
豊村ゆうじ後援会	豊村 雄二	事務所	防府市大字高井 1127 の 1	防府市大字植松 116	令和 5、1
長岡けんたろう後援会	長岡 宏久	代表者	長岡 宏久	長岡 岳久	“ 12、10
はまおか歳生後援会	小林 傳	“	小林 傳	山岡 源吾	令和 7、3、1
藤本かずのりサポーターズ	本池 純	事務所	宇部市南浜町 2 丁目 4 番 2 号	宇部市錦町 8 番 6 号	令和 6、4、10
山口県鍼灸政治連盟	河野 素道	会計責任者	藤本 洋志	野草 哲平	“ 6、23
山下節子後援会	田中 敏弘	“	糺 大輔	山下 和子	令和 7、3、9
よしかわ桂司後援会	綱井 健哲	“	才津 偉晶	原田 剛史	“ 10
吉田みつひろ後援会	藤井 正行	代表者	藤井 正行	古谷静史朗	“ 4、14

山口県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 熊 鷹 邦 彦				
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
愛幸会	高橋 政教	清木 幸子	周南市中央町 7 番 8 号	令和 7、3、15

青木明夫後援会	坪郷 好夫	西川 誠子	防府市三田尻本町 7 番 / 号	令和 6、12、31
佐伯泉後援会	佐伯 泉	佐伯 弘子	美祿市秋芳町別府 3684	令和 7、3、26
清水よしまさ後援会	廣谷 嘉孝	清水 恭子	周南市銀座 / 丁目 26	“ 10
新南陽地域の発展をまじめに考える会	田辺 健治	立石 修	“ 室尾 2 丁目 8 番 20 号	“ 3
立石修後援会	立石 修	“	“ 福川中市町 1 番 6 号	“ 11
中島しゅうじ後援会	江原 健二	岡村 彰夫	長門市仙崎 886 の 1	“ 21
西岡晃後援会	西岡 晃	西岡 晃	美祿市大嶺町東分 316 の 1	“ 25
はまさき伸浩後援会	濱崎 伸浩	山本 鶴江	下関市吉見本町 / 丁目 2 番 29 号	“ 23
福田幸博後援会	藤永 憲司	福田 牧枝	“ 横野町 / 丁目 3 番 / 号	令和 6、12、31
星出拓也後援会	星出 拓也	星出 芳江	柳井市大島 969	令和 7、3、20
美祿市維新の会	坪井 康男	坪井 康男	美祿市大嶺町東分 2616 の 2	“ 1
吉村祐太郎後援会	吉村祐太郎	吉村祐太郎	防府市大字 上右田 1756 の 8	“ 4、10

山口県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 熊 鷹 邦 彦				
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金	管理団体	備考（指定期日）
関谷 拓馬	参議院議員	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名（年 月 日）
		せきたにに拓馬教育政策研究会	山口市堂の前町 2 番 44-207 号	関谷 拓馬 令和 7、4、4

山口県選挙管理委員会告示第三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
星出 拓也	星出拓也後援会	令和7、3、20

山口県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた指定の取消しに係る資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和七年六月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

資金管理団体の指定の取消しをした者の氏名	資金管理団体の名称	備考 (取消年月日)
徳並 良治	徳並良治後援会	令和7、4、1

山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和七年六月二十日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別 級 受検定員

交通誘導警備業務 一級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日時 令和七年十月一日（水曜日）の午前十時から正午まで

場所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日時 令和七年十月十八日（土曜日）

場所 山口市仁保下郷一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間
令和七年七月二十八日（月曜日）から同年八月一日（金曜日）までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す

る書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(二) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和七年十月一日(水曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和七年十月二十五日(土曜日)

場 所 山口市仁保下郷一一四五九番地

山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和七年七月二十八日(月曜日)から同年八月一日(金曜日)までの午前九時から午後四時まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この

収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。



令和六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十二条第三項の規定により、令和六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

令和七年六月二十日

山口県市町村職員共済組合理事長 井 原 健太郎

損益計算書の要旨

(単位：千円)

区 分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
負 担 金	6,725,034	13,074,758	737,309	104,280		212,727	235,066			
掛金・任意継続掛金	6,758,489	8,970,976	737,299				231,762			
施設収入・商品売上								171,705		
連 合 会 交 付 金						93,835				54
利 息 及 び 配 当 金					5,800	320	885	57	515,561	
そ の 他 収 入	898,710					5,244	17,651	4,142	25,924	10,244
他 経 理 か ら 繰 入 金						40,452		50,000		
前年度繰越支払準備金	1,169,997									
計	15,552,230	22,045,734	1,474,608	104,280	5,800	352,578	485,364	225,904	541,485	10,298
給付・一部負担金払戻金	7,742,028									
役員報酬・職員給与						156,696	31,025	68,586	15,400	7,941
旅 費 ・ 事 務 費						18,341	1,475	819	876	552

支									
商 品 仕 入							726		
飲 食 材 料 費							41,614		
委 託 費・委 託 管 理 費					11,877	14,711	23,021	2,357	1,088
支 払 利 息	603				5,800			428,382	5,776
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,329,276								
後 期 高 齢 者 支 援 金	2,513,325								
老 人 保 健 拠 出 金									
退 職 者 給 付 拠 出 金									
介 護 納 付 金	1,299,897								
連 合 会 払 込 金	149,979								
連 合 会 拠 出 金	698,161								
負 担 金 払 込 金		13,074,758	737,309	104,280					
掛 金 払 込 金		8,970,976	737,299						
そ の 他 支 出	7,497				149,925	360,291	117,164	10,336	4,101
雑 損									
他 経 理 へ 繰 入 金	40,452					50,000			
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	1,214,701								
計	14,995,919	22,045,734	1,474,608	104,280	5,800	336,839	457,502	251,930	457,351
当期利益金又は当期損失金(△)	556,311					15,739	27,862	△ 26,026	△ 9,160

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

区	分	短期	厚生年金 保	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付
資 産	流 動 資 産	1,708,036	1,549,754	93,098	603	19,064	361,906	832,312	167,174	2,754,358	30,601
	固 定 資 産					610,000	44,916	12,638	418,483	43,341,765	853,933
資 産 合 計		1,708,036	1,549,754	93,098	603	629,064	406,822	844,950	585,657	46,096,123	884,534
負 債	流 動 負 債	91,724	1,549,754	93,098	603		10,732	130,161	14,868	42,620,049	85
	固 定 負 債	1,214,701				629,064	201,535	51,910	59,791	19,246	640,900
	負 債 合 計	1,306,425	1,549,754	93,098	603	629,064	212,267	182,071	74,659	42,639,295	640,985
純 資 産	資 本 剰 余 金						52,183	25,350	798,386		
	利 益 剰 余 金	401,611					142,372	637,529		3,456,828	243,549
	欠 損 金								287,388		
純 資 産 合 計		401,611					194,555	662,879	510,998	3,456,828	243,549
負 債・純 資 産 合 計		1,708,036	1,549,754	93,098	603	629,064	406,822	844,950	585,657	46,096,123	884,534

令和七年六月二十日
発行

発行人
所

山口県知事
山口市